2025年1月1日～2025年12月1日補償開始
2025年1月版 組合員専用

新 コープの ケガ保険

（団体総合生活保険）

ネットからも
お申込みできます

詳しい説明は
こちらの動画（約2分）で
ご確認ください。

1日以上のケガの通院または入院で傷害一時金をお支払い！
傷害一時金プラン

月払保険料（おひとりあたり） **900円コース**

☆2人目からは740円となります。 2人目からのご加入は、個人賠償責任がセット不要のため、月払保険料が160円安くなります。

入通院1日以上で治療給付金	入通院5日以上で入通院給付金
一律 20,000円	2万円～20万円（部位・症状に応じて）

「治療給付金」「入通院給付金」は重複して支払われません。※65歳未満の方は、入通院日額プランもお選びいただけます。

加入・継続 年齢制限なし！

健康診査なし！



保険料が割安！
全国の生協組合員の団体契約だから
団体割引30%

兵庫県 大阪府
自転車保険の加入義務化
示談交渉サービス付き（国内での事故に限ります）

賠償事故（自転車事故など）
3億円まで（日本国外：1億円）補償！



お申し込み締切日と補償開始日

❶お申し込み締切日：毎月20日（必着）
❷補償開始日：お申し込み締切日の翌月の1日午前0時
❸保険料の口座振替日：補償開始月の翌月より毎月5日（金融機関休業日の場合は翌営業日）

❶	加入依頼書お申し込み締切日	毎月20日（必着）
❷	補償開始日	❶の翌月の1日午前0時
❸	初回保険料の口座振替日	❷の翌月5日
❹	契約更新日	翌年1月1日

個人賠償責任 支払事例



犬を散歩させていた際、誤ってリードを離してしまい、前から歩いてきた見知らぬ人に噛みつきケガをさせてしまった。



お風呂の水を溢れさせてしまい、階下の部屋に水漏れ損害を与えてしまった。

事故（ケガ）傷害 支払事例



料理中にやけどして、1日通院した

お支払い額
治療給付金 2万円（一律）

お問い合わせ先 取扱代理店

コープ保険プラザ（株）コープエイシス 保険事業部
〒658-0081 神戸市東灘区田中町5丁目2番1号
無料ダイヤル **0120-156-980**
受付時間 9：00～17：00（日曜日・12/30-1/3除く）
https://ck.coop-kobe.net/assis/ins/

●非幹事保険会社：共栄火災海上保険株式会社/損害保険ジャパン株式会社/三井住友海上火災保険株式会社
●団体保険契約者：日本コープ共済生活協同組合連合会
●事務取扱：生活協同組合コープこうべ
●引受保険会社（幹事）：東京海上日動火災保険株式会社
●お問い合わせ先：兵庫本部 企業営業部 神戸公務金融課
〒650-0024 神戸市中央区海岸通7番 第2神港ビル
TEL:078-333-7241

詳しくは中面をご覧ください

新コープのケガ保険 加入依頼書

2025年11月20日到着分まで使用可

【ご加入時の同意内容について】私と保険の対象となる方（被保険者）全員は、次の事項について確認・同意のうえ、加入を依頼します。①私が契約者である団体の構成員（組合員）であること ②「重要事項説明書」の内容 ③「ご加入内容確認事項」の内容 ④「個人情報の取扱い」の内容 ⑤過去に契約の更新を停止されていないこと ⑥過去に更新が停止された方は、本加入手続きの結果、加入者票が送付されても契約は成立しないこと

日本コープ共済生活協同組合連合会　御 中

0024 原票種類 K002

2024年10月作成 24T-001113

ご加入者

0001 申込日（記入日）	③令和　年　月　日	0018 組合員番号（左づめでご記入ください）
0019	新規 1	
0A08 フリガナ / 0W09 漢字（自署）	私は「ご加入時の同意内容について」を確認し、契約者である団体に対して加入を依頼します。	0013 生年月日 大正 1 昭和 1 平成 2　年　月　日
0010 電話番号	ー　ー	0014 性別 男 1　女 2
0WV23 日中の連絡先	ー　ー	
0A04 0A05 フリガナ / 0003 〒 / 0W06 0W07 漢字（住所）		

（補償開始日）0002 記入不要　③令和　年　月　①　日

項目	コード	内容

右記3点につきご確認ください

- ■病気による死亡・後遺障害・入院・手術・通院の補償はありません。
- ■毎年1月1日に自動更新となります。
- ■入通院日額プランの方のみ:更新時に保険の対象となる方が65歳になりますと、傷害一時金プランでの更新となります。

0022 合計保険料　円

保険の対象となる方（被保険者）1人目

1103 氏名 / ご加入者と同じ 1 / ご加入者氏名と異なる場合のみご記入ください。 / 1S04 フリガナ / 1E05 漢字

1106 生年月日 大正 1 昭和 1 平成 2 令和 3　年　月　日

1107 性別 男 1　女 2

1110 住所 / ご加入者住所と同じ 1 / ご加入者住所と異なる場合のみご記入ください。 / 1S11 1S12 フリガナ / 1113 〒 / 1E14 1E15 漢字

加入者から見た続柄：本人 / 配偶者 / 子 / 親 / 兄弟姉妹 / 同居の親族

他の保険契約等★ 1109 保険金額（総額）が右記の金額を超えている場合のみ、有に○をして、総額をご記入ください。 有 1　死亡 1.5億円　後遺障害 1.5億円　億円　入院日額 30,000円　通院日額 20,000円　円

プラン名	月払保険料	
傷害一時金プラン	900円	PB1Z
賠責なし 傷害一時金プラン	740円	PO1Z
入通院日額プラン	1,470円	PB2
賠責なし 入通院日額プラン	1,310円	PO2
入通院日額プラン	970円	PB1
賠責なし 入通院日額プラン	810円	PO1

1141 全年齢 / 65歳未満のみ　ご希望のプランに1つに○をつけてください

項目	コード	内容

保険の対象となる方（被保険者）2人目

2103 氏名 / ご加入者と同じ 1 / ご加入者氏名と異なる場合のみご記入ください。 / 2S04 フリガナ / 2E05 漢字

2106 生年月日 大正 1 昭和 1 平成 2 令和 3　年　月　日

2107 性別 男 1　女 2

2110 住所 / ご加入者住所と同じ 1 / ご加入者住所と異なる場合のみご記入ください。 / 2S11 2S12 フリガナ / 2113 〒 / 2E14 2E15 漢字

加入者から見た続柄：本人 / 配偶者 / 子 / 親 / 兄弟姉妹 / 同居の親族

他の保険契約等★ 2109 保険金額（総額）が右記の金額を超えている場合のみ、有に○をして、総額をご記入ください。 有 1　死亡 1.5億円　後遺障害 1.5億円　億円　入院日額 30,000円　通院日額 20,000円　円

プラン名	月払保険料	
傷害一時金プラン	900円	PB1Z
賠責なし 傷害一時金プラン	740円	PO1Z
入通院日額プラン	1,470円	PB2
賠責なし 入通院日額プラン	1,310円	PO2
入通院日額プラン	970円	PB1
賠責なし 入通院日額プラン	810円	PO1

2141 全年齢 / 65歳未満のみ　ご希望のプランに1つに○をつけてください

項目	コード	内容

★が付された事項（他の保険契約等）は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。詳細は「重要事項説明書」をご確認ください。

生協使用欄	受付連番	加入依頼書受付日	所属コード	所属名	担当者コード	担当者名
		令和　年　月　日				

0027 営業店コード	0028 代理店コード	0029 団体コード
40B6	2061	HS067

パンフレットをご希望の場合は
コープ保険プラザまでお問い合わせください。

保険料の引落は、宅配（生協商品カタログめーむ）の代金支払口座利用となります。
宅配ご利用口座のない方、又は、別口座をご希望の方は下記太枠内へご記入・ご捺印ください。

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（収・加）

組合員番号 ケ

振込日・払込日　毎月5日（休業日の場合はその翌営業日）

ゆうちょ銀行以外の金融機関またはゆうちょ銀行のうちどちらか一つをご指定ください。

ゆうちょ銀行以外の金融機関 預金口座：銀行 / 信金 / 信組 / 労金 / 農協　支店 / 出張所　御 中

1 普通預金　2 当座預金　口座番号

ゆうちょ銀行：契約種別コード 3 0 / 通帳記号（※欄は、通帳の記号の後にハイフンと数字がある場合のみご記入ください）※ / 通帳番号（右づめで記入し、スペースとなる桁には「0」をご記入ください）

払込先口座番号 00950-8-101947　払込先加入者名 生活協同組合コープこうべ

フリガナ / 口座名義人

金融機関コード

押し直し印（必ずご押印ください。）お届け印　ゆうちょ銀行を除く

私は、生活協同組合コープこうべ（以下甲という）から請求された金額を私名義の左記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約の上依頼します。（ゆうちょ銀行は除く）

預金口座振替規定（ゆうちょ銀行からの自動払込みを除く）

1. 甲から貴店に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、毎月所定日（当日が金融機関休業日の場合には翌営業日）に請求書記載金額を預金口座から引落としの上支払ってください。この場合は、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、私に通知することなく、請求書を払戻してもさしつかえありません。
   また、振替日以降任意の日に、貴店が甲から請求のあった金額（振替請求額の金額または一部）を引落しのうえ支払ってもさしつかえありません。
3. この規約を解約するときは、私から貴店に書面により届出ます。なお、届出がないまま長期間にわたり甲から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出しない限り、貴店はこの契約が終了したものとして取り扱ってさしつかえありません。
4. この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、一切私と甲の間で解決し、貴店には迷惑をかけません。

以上

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

検印	印鑑照合	受付印

金融機関使用欄

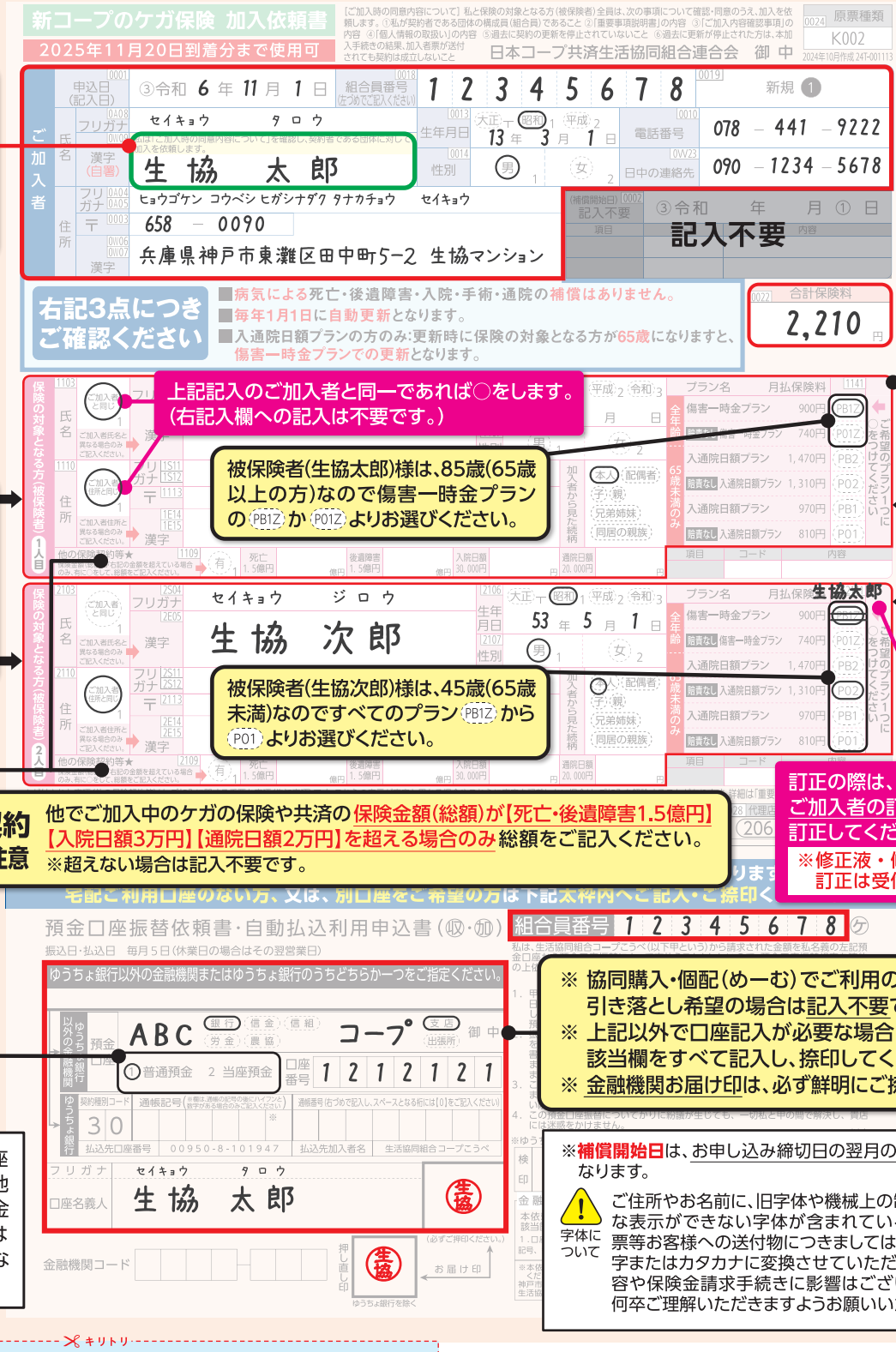
本依頼書・申込書に不備のある場合には、下記該当箇所に○印を付け、甲へご返送ください。

1．口座取引なし　2．記載事項等相違（店名、預金種目、記号、番号、口座名義）　3．印鑑相違　4．その他（　　）

※本依頼書・申込書に不備がありましたら、下記宛にご返送ください
神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号　〒658-8555
生活協同組合コープこうべ　経理部

新コープのケガ保険 加入依頼書のご記入例

●消えないボールペンでご記入ください。　●訂正がある場合、二重線で消し、訂正印もしくは署名を記してください。
※修正液・修正テープでの訂正は受付できません。



必ずご加入者ご本人がご署名ください。
未成年の方がご加入者になるには、親権者の同意署名が必要です。代理店へお問い合わせください。

《各プラン》いずれかに○を付けていただき、合計保険料欄も必ずご記入ください。
※65歳以上の方は損害一時金プランのみご加入いただけます。

「補償の重複に関するご注意（注意喚起情報）」をご確認ください。

補償を受ける方についてご記入ください。
記入例は
1人目：生協太郎様
2人目：生協次郎様
の場合

訂正の際は、二重線で消し、ご加入者の訂正署名を記して訂正してください。
※修正液・修正テープでの訂正は受付できません。

★他の保険契約についてのご注意
他でご加入中のケガの保険や共済の保険金額(総額)が【死亡・後遺障害1.5億円】【入院日額3万円】【通院日額2万円】を超える場合のみ総額をご記入ください。
※超えない場合は記入不要です。

どちらか1・2に○をしてください。

- ※ 協同購入・個配(めーむ)でご利用の口座にて引き落とし希望の場合は記入不要です。
- ※ 上記以外で口座記入が必要な場合は、該当欄をすべて記入し、捺印してください。
- ※ 金融機関お届け印は、必ず鮮明にご捺印ください。

保険料の引去り口座が共済掛金やその他コープのご利用代金と同一口座の場合は合算の請求金額となります。

※補償開始日は、お申し込み締切日の翌月の1日午前0時となります。

字体について：ご住所やお名前に、旧字体や機械上の制約により正確な表示ができない字体が含まれている場合、加入者票等お客様への送付物につきましては、表示可能な漢字またはカタカナに変換させていただきます。補償内容や保険金請求手続きに影響はございませんので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

料金受取人払郵便
東灘局承認 2087
差出有効期間 2026年9月30日まで有効
［郵便切手はいりません］

6588790

神戸市東灘区田中町5−2−1
コープ保険プラザ
株式会社コープエイシス
新コープのケガ保険 係行

お申し込み有効期限 2025年11月20日

ネットからもお申込みできます

加入依頼書を記入しなくても、
簡単にスマホでWEB加入もできるッチ!
下記のQRコードからアクセスしてね!
（WEB加入は年1回です）



ネット申込みはこちらから

傷害一時金プラン

すべての年齢の方がご加入いただけます。

●事故の発生日から180日以内に、**1日以上の通院・入院（治療）**をした際に**一時金をお支払いする**補償です。

●**5日以上の通院・入院**をした際は、**部位と症状に応じて定めた保険金をお支払い**します。



補償内容			月払保険料 900円
傷害補償*（保険の対象となる方（被保険者）ご本人のみを補償）	傷害一時金	入通院 1日以上	治療給付金（一律） 20,000円
		入通院 5日以上	入通院給付金（部位・症状に応じて） 2万円～20万円
	死亡		85万円
	後遺障害		後遺障害の程度に応じ 35.7～85万円
個人賠償責任（免責金額：0円）			最高3億円（日本国外：1億円）（ご本人とご家族を補償）

重複して支払われません

入通院日額プラン

65歳未満の方がご加入いただけます。
（補償開始日の属する年の1月1日時点の年齢）

●ケガで**入院や手術・通院**をした際に、**その日数に応じて保険金をお支払いする**補償です。
（180日以内に入院・通院を開始した場合に限ります）

補償内容		月払保険料 1,470円コース	月払保険料 970円コース
傷害補償*（保険の対象となる方（被保険者）ご本人のみを補償）	入院	日額7,500円（1,000日限度）	日額5,000円（1,000日限度）
	通院	日額3,000円（30日限度）	日額2,000円（30日限度）
	手術	入院中の手術 7.5万円 入院中以外の手術 3.75万円	入院中の手術 5万円 入院中以外の手術 2.5万円
	死亡	333万円	159万円
	後遺障害	後遺障害の程度に応じ 139.86～333万円	後遺障害の程度に応じ 66.78～159万円
個人賠償責任（免責金額：0円）		最高3億円（日本国外：1億円）	

＊「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方（被保険者）が、医師等による治療を必要とするケガをした場合に保険金をお支払いします。

※**個人賠償責任がない場合**は、すべてのプランの**月払保険料が160円安く**なります。

「傷害一時金プラン」の保険金のお支払いについて

傷害一時金プラン

入院または通院が5日以上の場合、傷害一時金払入通院給付金（2万円）の1倍、3倍、5倍または10倍の保険金をお支払いします。ただし、**傷害一時金払治療給付金と重複して支払われません。**

ケガの部位と症状	①骨折・脱臼・神経損傷・神経断裂（手指・足指・歯を除く）	②上肢・下肢（手指足指を除く）の腱・筋・靭帯の断裂	③上肢・下肢（手指足指を除く）の欠損・切断	④眼球の内出血・血腫・破裂	⑤脳挫傷・脳挫創等の脳損傷、頭蓋内血腫（頭蓋内出血を含みます）	⑥頸髄損傷、脊髄損傷、胸腹部臓器等の破裂・損傷	⑦左記以外
保険金額	6万円	6万円	10万円	10万円	20万円	20万円	2万円

個人賠償責任

日本国内外を問わず、日常生活中の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことで、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。また、日本国内で他人から借りた物や預かった物（受託品）*1を日本国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合も保険金をお支払いします。

※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

＊1 携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

保険の対象となる方（被保険者）

	保険の対象となる方（被保険者）本人*1	ご本人*1の家族*2
傷害補償	○	—
個人賠償責任	○	○

※保険の対象となる方（被保険者）の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任において、ご本人*1が未成年者または左記の保険の対象となる方（被保険者）が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方（被保険者）に含みます（未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。）。

＊1 加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）」として記載された方をいいます。

＊2 ご本人*1の家族とは、ご本人*1の配偶者*6、ご本人*1またはご本人*1の配偶者*6の「同居*3のご親族*4および別居の未婚*5のお子様」となります。

＊3 マンション等の集合住宅の別の住戸に居住している場合は、「同一家屋」にあたらないため、同居とはなりません。

＊4 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。

＊5 これまでに婚姻歴がないことをいいます。

＊6 配偶者の定義は次の通りです。
法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります（婚約とは異なります。）。

a.婚姻意思を有すること（戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。）。

b.同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

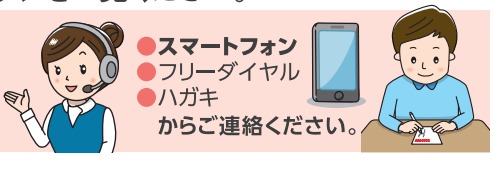
事故時の連絡先は、ご加入後にお届けする加入者票同封の案内チラシをご覧ください。

事故時の連絡先

事故のご連絡ご相談は **全国どこからでも！**

受付時間 24時間365日

コープのケガ保険
事故受付センター 0120-25-0892



●スマートフォン
●フリーダイヤル
●ハガキ
からご連絡ください。

お申し込み締切日と補償開始日

❶お申し込み締切日：毎月20日(必着)
❷補　償　開　始　日：お申し込み締切日の翌月の1日 午前0時
❸保険料の口座振替日：補償開始月の翌月より毎月5日
(金融機関休業日の場合は翌営業日)

❶ 加入依頼書 お申し込み締切日	❷ 補償開始日	❸ 初回保険料の口座振替日	❹ 契約更新日
毎月20日 (必着)	❶の翌月の 1日午前0時	❷の 翌月5日	翌年 1月1日

変更・解約される場合の書類のご提出締切日

❶ご提出締切日：毎月末日(必着)
❷補償**解約**日：※ご提出締切日の翌月1日の午後12時
補償**変更**日：※ご提出締切日の翌月1日の午後12時
(※1月1日で解約した場合補償終了時刻は午後4時、変更した場合変更開始時刻は午前0時となります)
❸口座振替日：〈解約の場合〉補償終了日の属する月の5日
〈変更の場合〉補償変更日の属する月の翌月5日

❶ 変更・解約書類 ご提出締切日	❷ 補償変更・終了日 (変更・解約日)	❸ 最終口座振替日 〈解約の場合〉	変更後口座振替日 〈変更の場合〉
毎月末日 (必着)	❶の翌月1日 時間は上記※	❷の属する月の 5日	❷の属する月の 翌月5日

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕　新コープのケガ保険にご加入いただく皆様へ

マークのご説明　契約概要　保険商品の内容をご理解いただくための事項　注意喚起情報　ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方(被保険者)とする場合には、本内容を保険の対象となる方(被保険者)全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、取扱代理店までお問い合わせください。

Ⅰ お申し込みの手続きについて

加入依頼書に必要事項をご記入いただき、ご加入の生協にご提出またはご送付ください。毎月、お申し込みの締切日(ご加入の生協により異なります。)があります。

1.用語のご説明

このパンフレットで使用する主な用語についてご説明します。

ご加入者(組合員) (加入のお申し込みをされるお客様)	この保険にお申し込みいただく方をいいます。
被保険者 (保険の対象となる方)	保険の補償を受けることができる方をいいます。
親族	6親等内の血族の方と3親等内の姻族の方をいいます。

2.ご加入者の範囲

この保険にお申し込みいただけますのは、生協の組合員ご本人様となります。

3.保険の対象となる方(被保険者)本人としてお名前をご記入いただける方

保険の対象となる方(被保険者)本人には次の①～③のいずれかの方をご指定ください。
①組合員本人
②上記①の配偶者、子ども、両親、兄弟(「同居」「生計を共にする」「血族か姻族か」は問わない)
③上記①の同居している親族(「生計を共にする」「血族か姻族か」は問わない)

Ⅱ ご加入前におけるご確認事項

1.商品の仕組み　契約概要

新コープのケガ保険は、日本コープ共済生活協同組合連合会を保険契約者とし、生協の組合員やそのご家族を保険の対象となる方(被保険者)とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として日本コープ共済生活協同組合連合会が有します。基本となる補償、ご加入者のお申し出により任意にご加入いただける特約等は「補償の概要等」に記載のとおりです。ご加入いただける保険の対象となる方(被保険者)ご本人の範囲等につきましては上記 I.3をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方(被保険者)ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2.基本となる補償および主な特約の概要等　契約概要　注意喚起情報

基本となる補償の"保険金をお支払いする主な場合"、"保険金をお支払いしない主な場合"や主な特約の概要等につきましては、「補償の概要等」をご確認ください。

3.補償の重複に関するご注意　注意喚起情報

個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、保険の対象となる方(被保険者)またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

*1 新コープのケガ保険以外の東京海上日動の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。
*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方(被保険者)が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4.保険金額等の設定　契約概要

新コープのケガ保険での保険金額はあらかじめ定められたプランの中からお選びいただくこととなります。プランについての詳細は「補償内容」をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

[金融庁ホームページ]

5.保険期間(保険の加入期間)および補償開始・終了時期　契約概要　注意喚起情報

●毎月所定の締切日*3までに加入依頼書をご提出いただきますと、その締切日の翌月または翌々月1日が補償開始日*3となり、補償開始日の午前0時に保険責任が開始します。
*3 新コープのケガ保険のお申し込み締切日および補償開始日はご加入の生協により異なりますので本パンフレットに記載の「お申し込み締切日と補償開始日」をご確認ください。
●前契約の解約日と次契約の中途加入日が一致し、保険の対象となる方(被保険者)の補償が継続する場合、その解約日(中途加入日)に発生した事故については、前契約と次契約から重複して保険金をお支払いすることはできません。
●保険期間は、補償開始後最初に到来する1月1日の午後4時までとなります。また、特段のお申し出をされない限り、毎年自動的に更新されます。
(更新後の保険期間は、毎年1月1日の午後4時から翌年の1月1日の午後4時までの1年間となります。)
※新コープのケガ保険の健全な制度運営のため、保険金のご請求状況等によって、補償の更新をお断りさせていただいたり、補償内容を制限させていただくことがあります。なお、この場合は事前にご加入者にご連絡いたします。
※死亡保険金の受取人に特定の方を指定された場合には、自動的に更新されず、毎年更新手続きならびに保険の対象となる方(被保険者)の同意が必要となります。

6.保険料の決定の仕組みと払込方法等

●**保険料の決定の仕組み**　契約概要
保険料はご加入いただくプランによって決定されます。保険料については、「補償内容」をご確認ください。

●**保険料のお支払い方法**　契約概要　注意喚起情報
保険料のお支払いは「月払」となります。補償が開始した月の翌月より、毎月所定の口座振替日*4にご加入者の指定した口座から保険料の口座振替を行います。
*4 保険料の口座振替日はご加入の生協により異なりますので、本パンフレット記載の「お申し込み締切日と補償開始日」をご確認ください。

●**第1回目の保険料の口座振替**　注意喚起情報
第1回目の保険料の口座振替ができなかった場合、その翌月に第1回目と第2回目の2か月分の保険料を口座振替します。このとき2か月分の保険料の口座振替ができなかった場合には、ご契約は解除となり、補償開始日に遡って保険責任が終了し、その時以降に生じた事故によるケガや損害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、満期日(1月1日)までの未払込保険料を所定の期日までに一括して払込みいただくことで満期までご契約を存続することができる場合がありますので、取扱代理店までお問い合わせください。

●**第2回目以降の保険料の口座振替**　注意喚起情報
第2回目以降の保険料が口座振替できなかった場合は、その翌月に2か月分の保険料を口座振替します。このとき、2か月分の保険料の口座振替ができなかった場合には、ご契約は解除となり、2か月分の保険料の口座振替予定月の末日午後12時以降*5に生じた事故によるケガや損害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、満期日(1月1日)までの未払込保険料を所定の期日までに一括して払込みいただくことで満期までご契約を存続することができる場合がありますので、取扱代理店までお問い合わせください。
*5 2か月分の保険料の口座振替予定月の末日が保険期間の末日(1月1日)を超える(またぐ)場合は、保険期間の末日(1月1日)午後4時以降となります。

●**保険料の一括払込みが必要な場合**　注意喚起情報
ご加入者が次の事由に該当した場合、満期日(1月1日)までの未払込保険料を所定の期日までに一括して払込みいただくことで、満期までご契約を存続することができます。
①生協脱退等により、組合員でなくなった場合
②保険料*6が、毎月の口座振替日の翌月末までに払込みいただけなかった場合　等
※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。
ただし、保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。
*6 ご加入者が加入された、保険の対象となる方(被保険者)のすべての補償に関わる保険料をいいます(加入内容変更による変更保険料だけでなく、従来よりご加入の保険料も含みます。)。

7.満期返れい金・契約者配当金　契約概要

新コープのケガ保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅲ ご加入時におけるご注意事項

1.告知義務 注意喚起情報

●加入依頼書等に★マークが付された「他の保険契約等」の項目は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（取扱代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

●他の保険契約等とは、身体のケガを補償する損害保険契約・生命保険契約・共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、ご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

2.クーリングオフ 注意喚起情報

新コープのケガ保険は、クーリングオフの対象外です。

3.死亡保険金受取人 注意喚起情報

傷害補償の死亡保険金は、原則として法定相続人にお支払いします。
死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方（被保険者）の同意を得てください。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。
死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方（被保険者）のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明ください。
死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、取扱代理店までお申し出ください。

Ⅳ ご加入後におけるご注意事項

1.ご加入後の変更・解約 契約概要 注意喚起情報

●ご加入後、次の変更が生じる場合は、変更日より前に取扱代理店にご連絡ください。
①組合員（ご加入者）の住所や氏名が変更となる場合
②保険の対象となる方（被保険者）の住所や氏名が変更となる場合

●ご加入後、新コープのケガ保険を解約される場合は、取扱代理店にご連絡ください。満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還または未払保険料を解約日以降に請求することがあります。返還または請求する保険料の額は、解約理由により異なります。返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から、始期日から解約日までの既に経過した期間に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。解約のご連絡から保険料の口座振替が停止されるまでに所定の期間*7が必要となります。
*7 解約される場合の書類のご提出締切日（書類受付日）と補償の終了日および最終の保険料口座振替日は、ご加入の生協により異なります。また、この保険商品の解約日は、毎月1日となりますが、保険料は解約日の属する月の所定の日が最終振替日となります。
※最終振替日に口座振替できなかった場合には、翌月に再度保険料を口座振替します。
（例：毎月27日が口座振替日で6月1日解約の場合。
※6月27日に口座振替できなかった場合には、7月27日に保険料を口座振替します。）

●新コープのケガ保険は、生協の組合員とそのご家族のための保険です。組合員（ご加入者）が現在ご加入の生協を脱退（転居含む）等により組合員資格を喪失したときは、保険の解約手続きが必要となります。なお、保険期間の終了時までは補償を継続することができる場合がありますので、取扱代理店までお問い合わせください。

2.保険の対象となる方（被保険者）からのお申出による解約 注意喚起情報

傷害補償においては、保険の対象となる方（被保険者）からのお申し出により、その保険の対象となる方（被保険者）に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、取扱代理店までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となるご家族の皆様にご説明ください。

3.満期を迎えるとき 契約概要

●自動更新
保険期間は毎年1月1日午後4時から翌年の1月1日午後4時までの1年間となります。また、特段のお申し出をされない限り、毎年自動的に更新されます。

●保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合
保険金請求状況等によっては、次回以降の更新をお断りさせていただいたり、補償内容を制限させていただくことがあります。
補償内容等を改定した場合、更新後の補償内容等は変更されることがあります。東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新前の内容とは異なる補償内容で更新されることや更新を行えないことがあります。

●更新のご案内記載の内容
更新のご案内に記載している組合員（ご加入者）の氏名（ふりがな）、組合員番号、補償内容等についてご確認いただき、変更がある場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

●保険金請求忘れのご確認
更新してご加入いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認ください。ご請求はスマートフォンからも可能です。ご不明な点がございましたら、取扱代理店までご連絡ください。

●ご加入内容を変更されている場合
ご加入内容を変更されている場合、お手元に届く更新のご案内等には反映されていない場合があります。なお、自動更新される場合、ご契約はこの更新のご案内等へ記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅴ その他ご留意いただきたいこと

1.個人情報の取扱い 注意喚起情報

●保険契約者である日本コープ共済生活協同組合連合会は、引受保険会社（東京海上日動火災保険株式会社、共栄火災海上保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社）に対し、本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報（過去に取得したものを含みます。）を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方（被保険者）の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること
個人情報全般に関する詳細内容は、引受保険会社各社のホームページをご参照ください。
東京海上日動火災保険株式会社 www.tokiomarine-nichido.co.jp
共栄火災海上保険株式会社 www.kyoeikasai.co.jp
三井住友海上火災保険株式会社 www.ms-ins.com
損害保険ジャパン株式会社 www.sompo-japan.co.jp

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方（被保険者）または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

●保険契約者である日本コープ共済生活協同組合連合会は、ご加入の生協に対し、本契約に関する個人情報を提供します。ご加入の生協は、本契約に関する個人情報（過去に取得したものを含みます。）を、共済事業、利用事業、店舗事業、宅配事業、福祉事業等の運営や商品、サービスの案内・提供など、それぞれの個人情報保護方針に従って利用します。個人情報全般に関する詳細内容は、日本コープ共済生活協同組合連合会およびご加入の生協のホームページをご参照ください。
日本コープ共済生活協同組合連合会 coopkyosai.coop

2.ご加入の取消し・無効・重大事由による解除

●傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方（被保険者）とするご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方（被保険者）の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。

●ご契約者、保険の対象となる方（被保険者）または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。

●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3.保険会社破綻時の取扱い等 注意喚起情報

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

4.その他ご加入に関するご注意事項

●新コープのケガ保険の加入限度は、保険の対象となる方(被保険者)1名につき1コース1加入です。

●代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。 注意喚起情報

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、本パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管ください。ご不明な点がありましたら、取扱代理店までご連絡ください。なお、本パンフレットにはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してください。

●ご契約が共同保険契約であるため、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、後記〈共同保険引受保険会社について〉をご確認ください。

新コープのケガ保険　補償の概要等　　保険期間：1年

※ご加入いただくプランによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のプランの詳細については「補償内容」欄をご確認ください。

【傷害補償】傷害補償基本特約

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方（被保険者）が、医師等による治療を必要とするケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

国内外問わず補償されます。天災危険補償特約（傷害用）がセットされているので、地震・噴火またはこれらによる津波によるケガに対しても、保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒または医学的他覚所見のない傷害は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。

保険金お支払いの対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金をお支払いすべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、取扱代理店までお問い合わせください。

傷害補償基本特約

お支払いする保険金		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金		事故の日からその日を含めて180日以内に**死亡された場合**　▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	●保険の対象となる方（被保険者）の**故意**または**重大な過失**によって生じたケガ ●保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ●保険の対象となる方（被保険者）の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ●**無免許運転や酒気帯び運転**をしている場合に生じたケガ ●脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ●妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ●外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ●オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ●自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ●被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚的所見のないケガ 等
後遺障害保険金		事故の日からその日を含めて180日以内に身体に**後遺障害が生じた場合**（後遺障害等級限定補償特約（第7級以上）セット） ▶後遺障害の程度（後遺障害等級第7級～第1級）に応じて死亡・後遺障害保険金額の42%～100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
傷害一時金プランにご加入の場合	傷害一時金払治療給付金	1回の事故について、ケガがもとで医師等の治療を必要とし、**事故の日からその日を含めて180日以内に入院または通院（往診を含みます）し、その治療日数*2の合計が1日以上4日以内となった場合**に傷害一時金払治療給付金の金額をお支払いします。	
	傷害一時金払入通院給付金	1回の事故について、ケガがもとで医師等の治療を必要とし、**事故の日からその日を含めて180日以内に入院または通院（往診を含みます）し、その治療日数*2の合計が5日以上となった場合**に、傷害一時金払入通院給付金額（傷害一時金払治療給付金と同額）に下記倍率を乗じた金額をお支払いします。 〈お支払額（倍率）〉 ア. 下記イ～エのいずれにも該当しないケガ:1倍 イ. 手指・足指・歯を除く部位の骨折・脱臼・神経損傷・神経断裂、手指・足指を除く上肢・下肢の腱・筋・靭帯の断裂:3倍 ウ. 手指・足指を除く上肢・下肢の欠損・切断、眼球の内出血・血腫・破裂:5倍 エ. 脳挫傷・脳挫創等の脳損傷、頭蓋内血腫（頭蓋内出血を含む）、頸髄損傷、脊髄損傷、胸腹部臓器等の破裂・損傷:10倍 ※同一事故により被ったケガが、アからエまでの複数に該当する場合には、最も高い額のみお支払いします。 ※傷害一時金払治療給付金と傷害一時金払入通院給付金は重複して支払われません。 *2 医師等の治療により、傷害を被った所定の部位にギプス等*3を常時装着したときは、保険の対象となる方（被保険者）が入院または通院しない場合であっても、その装着日数を治療日数に含めます。 *3 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。	
入通院日額プラン*8にご加入の場合	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に**入院された場合** ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて1,000日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について1,000日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、更に別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金	治療を目的として、**公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により、手術料の算定対象として列挙されている手術*4または先進医療*5に該当する所定の手術を受けられた場合** ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日から、その日を含めて1,000日以内に受けた手術1回に限ります。*6 *4 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *5「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については、厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は、先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *6　1事故に基づくケガに対して、入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に**通院（往診を含みます。）された場合** ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について30日を限度とします。 ※入院保険金と重複してお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、更に別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により、所定の部位にギプス等*7を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *7 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。	

*8 入通院日額プランは団体契約始期日（1月1日）時点の年齢が65歳未満の保険の対象となる方（被保険者）のみご加入できます。

【個人賠償責任補償】（個人賠償責任補償つきプランにご加入の場合）個人賠償責任補償特約+保険の対象または受託品の範囲変更特約

個人賠償責任補償特約

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
国内外において**以下のような事由により、保険の対象となる方（被保険者）が法律上の損害賠償責任を負う場合** ●日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ●保険の対象となる方（被保険者）が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ●電車等*1を運行不能にさせた場合 ●国内で受託した財物（受託品）*2を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方（被保険者）に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方（被保険者）またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 *2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、電子辞書、電子式卓上計算機、電子手帳、ボイスレコーダー、モバイルプリンターおよびこれらの付属品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物　等	●ご契約者または保険の対象となる方（被保険者）等の故意によって生じた損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任*1）によって保険の対象となる方（被保険者）が被る損害 ●保険の対象となる方（被保険者）およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方（被保険者）が被る損害 ●第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方（被保険者）が被る損害 ●保険の対象となる方（被保険者）が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方（被保険者）が被る損害 ●心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方（被保険者）が被る損害 ●航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方（被保険者）が被る損害 ●以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方（被保険者）が被る損害 ■保険の対象となる方（被保険者）の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■詐欺または横領 ■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電気的または機械的事故 ■受託品の置き忘れまたは紛失*4 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊　等 *1 保険の対象となる方（被保険者）がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 *2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 *5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

本パンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、取扱代理店までお問い合わせください。

●2006年12月末をもって損害保険料控除が廃止されたことから、この保険の保険料は控除対象外となります。

5.事故が起こったとき

●事故が発生した場合には、直ちに「コープのケガ保険事故受付センター」までご連絡ください。(連絡先は加入者票同封の案内チラシをご覧ください。)
●賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらおすすめください。
●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、次の①～④の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
①印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方(被保険者)、保険金の受取人であることを確認するための書類
②東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度や治療内容および治療期間等を証明する、保険の対象となる方(被保険者)以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等
③他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
④東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
●保険の対象となる方(被保険者)または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方(被保険者)または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方(被保険者)または保険金の受取人の配偶者*8または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方(被保険者)または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
*8 法律上の配偶者に限ります。
●保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
●損害が生じたことにより保険の対象となる方(被保険者)等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
●賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方(被保険者)が賠償責任保険金等を請求できるのは、費用保険金を除き、次の①～③の場合に限られます。
①保険の対象となる方(被保険者)が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
②相手方が保険の対象となる方(被保険者)への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
③保険の対象となる方(被保険者)の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等は取扱代理店にて承ります。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(www.sonpo.or.jp)

注意喚起情報

ナビダイヤル **0570-022808** 通話料有料

IP電話からは**03-4332-5241**をご利用ください。

受付時間:平日午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

〈共同保険引受保険会社・引受割合について〉

東京海上日動火災保険株式会社(幹事)	74.0%
共栄火災海上保険株式会社	14.0%
三井住友海上火災保険株式会社	7.5%
損害保険ジャパン株式会社	4.5%

本パンフレットはご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、保険契約者である日本コープ共済生活協同組合連合会にお渡ししております「団体総合生活保険普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、代理店までご請求いただくか、東京海上日動のホームページに記載の団体総合生活保険約款にてご確認ください。
〈HP〉www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/yakkan.html

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、取扱代理店までお問い合わせください。

1.保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。
□保険金をお支払いする主な場合
□保険金額、免責金額(自己負担額)
□保険期間
□保険料・保険料払込方法
□保険の対象となる方(被保険者)

2.加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。
□加入依頼書の「他の保険契約等」欄の正しい告知

3.重要事項説明書の内容についてご確認ください。
□特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務」、「補償の重複に関するご注意*1」
*1例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

株式会社コープエイシスにおけるお客様の個人情報の取扱いについて

1. 利用目的　お預かりいたしました個人情報は、保険代理業及び保険募集に関する業務(損害保険・生命保険の募集及び契約管理)等のために利用させていただきます。なお、法令に基づく場合を除き、ご本人の同意を得ることなく、これらの目的以外に利用または第三者に提供することはありません。
2. 個人情報の取り扱いに関する申し出先　〒658−0081兵庫県神戸市東灘区田中町5丁目2番1号　株式会社コープエイシス　個人情報 苦情・相談窓口　078−441−9229(9:00～16:40、土日祝・12/30～1/3以外)　Eメールアドレス:kanri@coop-assis.co.jp
3. 個人情報保護管理者　株式会社コープエイシス　取締役統轄本部長
4. 株式会社コープエイシス個人情報保護方針　詳しくは、弊社ホームページ(https://www.coop-assis.co.jp)でご確認ください。

組合員(ご加入者)の声

傷害補償
子ども(息子、6歳)が出掛けた先の公園のバラのトゲで右手指2本、6ヵ所も切ってしまい、思いもよらぬケガで地元に戻り、救急外来にお世話になりました。ケガの保険に加入していて助かりました。

個人賠償責任
この度は助けて頂いて大変感謝しております。子供が友達の物をこわして…という事がはじめてでどうしたら良いかわかりませんでした。本当にありがとうございました。

事故受付
今回スマホからURLで受付をしたのですが、時間も気にせずにゆっくり内容を確認しながらできたので本当に便利でした。その後の対応もとても早くてありがたかったです。

【サービスのご案内】

東京海上日動のサービス体制なら安心です。

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!



メディカルアシスト
●緊急医療相談 ●医療機関案内 ●予約制専門医相談
●がん専用相談窓口 ●転院・患者移送手配

介護アシスト
●電話介護相談 ●インターネット介護情報サービス
●各種サービス優待紹介

デイリーサポート
●法律・税務相談 ●社会保険に関する相談 ●暮らしの情報提供

●サービス利用のフリーダイヤル番号は、ご加入後にお届けする加入者票同封の案内チラシをご覧ください。
○ご加入者および保険の対象となる方(被保険者)とそのご親族からの直接の相談に限ります。
(親族:配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族)
○サービスの内容は変更・中止となる場合があります。また、一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。

お問い合わせ先 **取扱代理店**

コープ保険プラザ
(株)コープエイシス 保険事業部
〒658-0081
神戸市東灘区田中町5丁目2番1号

無料ダイヤル
0120-156-980
受付時間 9:00～17:00(日曜日・12/30-1/3除く)
https://ck.coop-kobe.net/assis/ins/

この保険は、日本コープ共済生活協同組合連合会を保険契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方(被保険者)とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として日本コープ共済生活協同組合連合会が有します。

2024年10月作成 24T-001113